

## 第 70 回長崎県個人情報保護審査会会議録

### 1 . 日時

平成 27 年 10 月 26 日 ( 月 ) 午前 10 時から午前 11 時 45 分まで

### 2 . 場所

長崎タクシー会館 4 階会議室

### 3 . 出席委員

堀江会長、阿部委員、小林委員、長尾委員、中村委員 ( 5 0 音順 )

### 4 . 事務局出席者

議題 1 県民センター 田中センター長、渡辺課長補佐、荒木係長、高石主任主事

議題 2 市町村課 飛永課長補佐、戎谷主任主事

### 5 . 実施機関出席者

議題 1 税務課 原課長補佐、永石主任主事

議題 2 学事振興課 松下課長補佐、富田係長

障害福祉課 林田総括課長補佐、茂刈主事

教育環境整備課 山田課長補佐、柴田主任主事

情報政策課 勝尾課長補佐、小嶺係長

### 6 . 議題

( 1 ) 諮問 ( 制 ) 第 24 号事案の審議

特定個人情報保護評価書の第三者点検 ( 評価の再実施 )

( 2 ) 住民基本台帳ネットワークの本人確認情報を利用する事務を条例に定める件

### 7 . 会議結果

( 1 ) 諮問 ( 制 ) 第 24 号事案の審議

諮問事案について了承された。本日の審議内容を踏まえ、事務局で答申案を作成し、会長一任で決定することになった。

(2) 住民基本台帳ネットワークの本人確認情報を利用する事務を条例に定める件  
諮問事案について了承された。

## 8. 議事内容

(堀江会長)

ただ今から、第70回長崎県個人情報保護審査会を開催します。

本日の議題は2件、「特定個人情報保護評価書の第三者点検」の審議及び「住民基本台帳ネットワークの本人確認情報を利用するために条例に定める事項」についてです。

なお、審議は公開で行います。

審議の進め方についてですが、まず、議題1として「特定個人情報保護評価書の第三者点検」の審議を行い、その後、議題2として「住民基本台帳ネットワークの本人確認情報を利用するために条例に定める事項」について審議します。

なお、議題1の事務局は県民センター、議題2の事務局は市町村課となります。

(堀江会長)

それでは、議題1の審議に入ります。

まずは、審議方法等について、事務局から説明してください。

### 【県民センター説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。今の事務局からの説明について、ご質問等がありますか。

(堀江会長)

特にご質問等はないようですので、事務局説明のとおり進めることとしてよろしいですか。

それではそのように進めます。

(堀江会長)

まずは、事前確認項目を一括して審議します。

実施機関である、税務課にご出席をいただいていますので、実施機関から、特定個人

情報保護評価書の「変更点」、「変更に至った経緯」等について、簡潔に説明をお願いします。

#### 【税務課説明】

（堀江会長）

ありがとうございました。

先ほど実施機関から説明があった内容を含めた事前確認項目については、事務局が評価書の内容の確認を行っています。

事務局から確認結果について報告をお願いします。

#### 【県民センター説明】

（堀江会長）

それでは、いま説明があった事項について、一括して審議をします。実施機関の説明や事務局の事前確認結果について、何かご質問等ありますか。

（小林委員）

資料1-2の最初に説明聞いた4ページのところですが、この中で、国税連携システム「エルタックス」とはどれになるのでしょうか。

（税務課）

最初に説明したように、個人事業税の課税をするにあたり、税務署に提出された所得税の確定申告書、これが国税庁から、地方税電子化協議会が抱えておりますポータルセンターを通して、県の受信サーバーに電子データで流れてくるというシステムです。以前は、職員が税務署に出向いて、確定申告書を閲覧、転写してきたのですが、時代の流れに伴い、職員が税務署に行くことなく国税庁からデータそのものが県に送られてくるというシステムが構築されました。これが「エルタックス」です。それを、国税と地方が連携しているということで、「国税連携システム」という言葉を使っています。

（小林委員）

私の質問は、「この4ページの絵の中のどこがエルタックスなのか」ということだったのですが、全体がエルタックスということですか。

( 税務課 )

全体がエルタックスです。

( 小林委員 )

わかりました。このエルタックスというのは、今回初めて出てきたのですか。前からあったのですか。

( 税務課 )

前からありました。

( 小林委員 )

今回変わったのが、4ページでいうと、赤の四角で囲まれたところだけが変わったということですね。

( 税務課 )

そうです。今まで県がやっていた業務を認定委託先事業者に運用管理をお願いするという形になりました。

( 小林委員 )

次の質問は、このシステムの中で、「ポータルセンター」と書かれているのは、ここにも個人情報が入ると思うのですが、このポータルセンターを管理している責任者は誰になるのでしょうか。

( 税務課 )

地方税電子化協議会です。

( 小林委員 )

それは全国の自治体ごとにあるのでしょうか。

( 税務課 )

全国の地方税の電子化関係の部分を全面的に支援する機構です。

( 小林委員 )

国に一つあるということですね。わかりました。そうすると、その隣の右側にある地方公共団体と書いてあるのが、長崎だったら長崎県ということですね。

( 税務課 )

そうです。長崎県だったり、長崎市であったりということです。

( 小林委員 )

わかりました。そうすると、一番聞きたかったのは、その下の囲まれているところです。今回委託する部分ですが、ここの責任は長崎市、長崎県にあるということで正しいですか。

( 税務課 )

まず、認定委託事業者を認定するのは、その上の団体でありますポータルセンターを運営する地方税電子化協議会、こちらから認定された業者でして、全国で8事業所あります。

( 小林委員 )

私の質問は何かというと、現状だと、この受信サーバーというのが地方公共団体の中にあるので、この受信サーバーの責任を持っているのは、長崎市や県といった地方公共団体だと思うのですが、今回の変更によって、地方公共団体が責任を持つのは、職員の端末だけになるのですか。

( 税務課 )

いえ、そういうことはありません。あくまでも、この受信サーバーの関係について、県が本来自分たちでやるべき部分を認定委託先事業者に委託するものであり、その管理監督は委託した県が行うものです。

(小林委員)

そうであれば、責任体系は前と変わっていないのですか。

(税務課)

前と変わっていません。

(小林委員)

万が一問題があれば、長崎県や市が責任をとるという理解で正しいでしょうか。

(税務課)

そういうことです。

(小林委員)

ありがとうございました。

(堀江会長)

ポータルセンターというのは、全国で8カ所あると言われましたか。

(税務課)

ポータルセンターは1カ所です。ここから認定委託先事業者にデータが流れるのですが、この認定委託先事業者が全国で8事業所あります。

(堀江会長)

先ほどの小林委員の質問では、各地方公共団体に認定委託先事業者に関する責任がある。地方公共団体というのは、都道府県に限っても47あるわけでしょう。認定委託先事業者というのは8つなのですか。

(税務課)

いまのところ8つです。県でいうと47あり、市町村レベルであるともっと数は多くなると思うのですが、大手のNEC、TKC、TISなど、そういったところが認定さ

れています。

(堀江会長)

それが、地域ごとに8カ所に分かれているということですか。

(税務課)

地域ごとではなく、業者が8業者だということです。

(堀江会長)

8業者ですか。それぞれについて、選任監督その他について各地方公共団体に責任があるということですか。

(税務課)

そういうことです。

(堀江会長)

ここで、通すか通さないかは事前確認結果がどうかということなのですが、そのほかに何かありますか。

それでは、事務局報告のとおり、了承ということで次に進めてよろしいですか。

(堀江会長)

それでは、重点点検項目の審議に移ります。

審議の方法について、事務局から簡単に説明をしてください。

#### 【県民センター説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。それでは、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の変更点について、実施機関から説明をお願いします。

#### 【税務課説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、実施機関の説明及び評価書の記載内容に関して審議をお願いします。

(長尾委員)

18 ページの特定個人情報ファイルの取扱いの記録、具体的な方法のところ、操作の2において、「毎日のログイン失敗回数を記録し確認をする」としています。これは、委託先が確認をするということでしょうか。

(税務課)

はい。認定委託先事業者が行うものでして、そのようなことがあった場合については、県に報告があります。

(阿部委員)

「毎日の警告エラー数」という言葉がありますが、具体的な警告エラーというのは、どのようなものが生じるのでしょうか。

(税務課)

まだ、実際に運用を委託している段階ではありませんので、実際どういったものが出てくるかということは把握していませんが、通常イベント的に行われる業務の中で、色々な不具合が生じた場合、誤操作など通常とは違う何かが起こった場合について、異常ログが出てくるのではないかと思います。この部分については、業者と今後どういったものが出てくるのか色々と把握しながら、きちんと管理していきたいと思っています。

(小林委員)

3つ質問があります。17 ページの上の方の四角の最後の行に、「当該事業者から監査報告を受けている」と書かれているのですが、この監査報告を受ける人は誰になるのでしょうか。

(税務課)

監査を受けるのも認定委託先事業者です。

(小林委員)

監査を受けるのはもちろん委託先なのでしょうが、その監査報告というのが出るわけですね。これを「誰が受けるのか」という質問です。

(税務課)

すみません。その結果については、認定委託先事業者を通して、県に報告があります。

(小林委員)

先ほどの説明と合うので、理解しました。

それから、その下の箱ですが、これもちょっと理解できなかったのですが、「ファイルの内容の閲覧更新を行わないような運用をしている」と書かれており、その前に「承認された手順によってのみ作業を行っている」と書いてあります。普通に考えて、ファイル内容の閲覧や更新を行われないような手順というのは、あり得ないのではないのかと思います。これは、どういうことを意味しているのでしょうか。要は、閲覧も更新もしないで、何の仕事ができるのかということです。

(税務課)

「国税局から送られたデータをそのまま転送するだけ」というのが、この国税連携システムでして、ファイル自体を更新、手を加えるということはありません。

(小林委員)

質問を変えますと、「あらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行う」と書かれている部分で、この作業というのは具体的にどういうことを指しているのでしょうか。

(税務課)

国税局から送られてきた全国データが一つのサーバーに入ってきますので、それを納税義務者の住所地で振り分けます。そして、長崎県に住所地があるものについては、長崎県に送ります。単純に住所地の所在する所の確定申告書のデータをその当該県に送るという作業です。

(小林委員)

機械的に分類するようなことを作業とおっしゃっているのですか。

(税務課)

はい。そういう形です。

(小林委員)

それから、3つ目の質問は、22 ページの上の四角のところの最初の・(ポツ)の、ウィルス対策ソフトウェアの話なのですが、これは、インターネットにつながっているのですか。

(税務課)

この上の段の2つについては、県のシステムのことを書いていまして、これまでと変更はありません。現在の基幹系の税務の運用システムについては、インターネットにつながっていますが、LGWAN 回線を使用しており、頑強なウィルス対策が施された回線と理解しています。

(小林委員)

最新のパターンファイルに更新するには、インターネットにつながってないとできないと思うのですが、それは大丈夫ですか。

(税務課)

はい。インターネットとつながっておりますが、主管課である情報政策課が管理していますので、それについては大丈夫だと認識しています。

(小林委員)

私の理解が正しくないのかもしれませんが、先ほどの、資料 1-2 の 4 ページの上の中で見ますと、この、ウィルスソフトウェアというのは、どの装置に適用されるという理解でしょうか。地方公共団体の職員端末ということですか。

( 税務課 )

そうです。職員端末のところですよ。

( 小林委員 )

これがインターネットに繋がっているということですね。

( 税務課 )

はい。

( 小林委員 )

わかりました。

( 堀江会長 )

他にありませんか。質疑応答をこれで終了してよろしいですか。

それでは、今日は答申までということですから、答申案の審議を行います。事務局から説明をしてください。

#### 【 県民センター説明 】

( 堀江会長 )

ありがとうございました。それでは答申の審議を行います。

事務局の説明によりますと、「概ね」を削って「妥当なものと認められる」の、その後の「が」以下は全部削除と、だから、2行で終わると、こういうことになりますね。

それでは、ご意見ご質問あったらお願いします。

( 小林委員 )

ちょっとだけ気になったのが、やはり、責任体制です。要するに、委託すること自体はいいと思いますが、その委託先がきちんとやっているかということのを誰が責任をもって監督・監査するのか。先ほど、委託先事業者が8つあると説明がありましたが、そこは何かどこか国の機関であると宣伝するわけですね。よって、責任の所在が曖昧になってしまうことを懸念したところですが、責任は、今までどおり県や市といった自治体に

あるというお答えでしたので、それであれば問題ないと思いました。答申案のとおりで問題ないと思います。

(堀江会長)

よろしいですね。それでは、懸念その他はないということで、文言等は事務局と私にお任せいただき、答申したいと思います。

それではこれで、議題1の審議を終了します。

#### 《事務局・実施機関入れ替わり》

(堀江会長)

それでは、議題2の審議に入ります。

諮問の内容等について、事務局から説明してください。

#### 【市町村課説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

担当課からの説明は続けて行いますか。

(市町村課)

はい。

(堀江会長)

それでは、各担当課から説明をお願いします。

#### 【障害福祉課、学事振興課、教育環境整備課 説明】

(堀江会長)

市町村課から概括的な包括的な説明があり、4事務について実施機関である障害福祉課、学事振興課、教育環境整備課から説明をいただきました。全体について審議に入り

たいと思います。まず、質問等あればお願いします。

(長尾委員)

教育委員会の特別支援教育就学奨励費補助金と負担金がありますが、補助金と負担金の違い教えてください。両方もらっている人もいるし、一方しかもらっていない人もいるということで、どう対象が違うのか教えてください。

(教育環境整備課)

補助項目として給食費、通学費、学用品費、また、入学時に必要な新入生の学用品など、細分化されており、小学部、中学部、高等部で学部ごとに細かく分かれています。その項目ごとにこの人は負担金が支給される、この人は補助金が支給される、という形で分かれていますので、補助金をもらって、負担金ももらっている人もいます。

(長尾委員)

ありがとうございました。

(堀江会長)

県で独自に番号を利用する事務が5つあって、そのうち1つは既に住基条例で規定している。あとの4つで規定されていないから、その4つについて今度の県議会で条例可決予定なのですね。

(市町村課)

そのとおりです。

(堀江会長)

それが住民基本台帳法の条例版としてできて、それと番号条例とドッキングさせて、住民の福祉に寄与したいと、総論的にはこういうことになりますね。

(市町村課)

そのとおりです。

(小林委員)

今回は、「住民基本台帳からマイナンバーを取得することについてどうなのか」と理解しているのですが、取得した個人番号を系統的にどう管理をしていくかという話はこれからと理解してよいですか。

(市町村課)

現在、それぞれの課、それぞれの業務において業務システムが管理されていますが、インターネット等の接続に関して、国から特定個人情報を含むシステムについては必ずインターネットから分離をするように指示があっておりまして、そのように対応しなければならないと考えています。

(小林委員)

普通に考えて、確かに個人番号を住民基本台帳から取得して、住民の負担軽減にもなり、事務の効率化も図れるのでとても良いと思います。しかし、今後、個人番号が色々な事務のシステムに分散されることになり、そうすると当然ながら情報漏えいに結びつくリスクは高まると常識的に思います。なので、今回の話というのはそこまで考えた諮問なのか、そもそも住民基本台帳から取得していいですかということだけに対する諮問なのかそれを教えてください。

(市町村課)

厳密に申し上げますと、先生のおっしゃる後段です。住基ネットにある個人番号を含む個人情報を使ってよいかということをお諮問させていただいているものです。

ただ、個人番号を今後、県庁内で様々なシステムで利用することになりまして、当然リスク管理というものはこれまで以上に厳しくやっていかなければなりませんので、業務システムを使う課ごとにセキュリティ規定を策定して、それをしっかり遵守していくことにしています。当然、そのセキュリティ規定については県庁内で取りまとめをするのは情報政策課になりますので、そこでしっかり審査をして完全なものにすることになります。

(阿部委員)

基本的なことですが、所得の額は前年度の所得申告だと思います。今のような社会だ

と身分が翌年は違ってくる場合があります。そうすると前年度の所得で補助金などが決められてしまうようなことにはならないのですか。

（市町村課）

基本的には、最新の所得情報に基づいて審査をせざるを得ませんので、現時点の所得、今年度の所得と昨年度の所得が人によっては大きく乖離する場合もあると思います。しかし、基準として確かなものは前年度分の所得しかありませんので、前年度の所得情報に基づいて判断をせざるを得ないと思います。

（堀江会長）

他にございませんか。

（中村委員）

現状として課税証明を出して審査してもらう。その際に申請者から「前年の分はこれだけあるのですが、実は今無職で収入がないです」という何か疎明資料が出された場合においても現状では一切考慮しないということになるのですか。

（市町村課）

そういう方もいらっしゃると思いますが、基本的には前年の所得で判断するということになります。

（中村委員）

そうすると、新たな証明を出しても例外なしで前年度の所得で判断していくということですね。今回、仕組みが変わりますけれども、前年度の所得で審査して、申請者から証明等があっても例外なしでやるということ自体は変わらないということですね。

（市町村課）

そこは変わりません。あくまでも所得証明等の書類の添付が不要となるという点で利便性の向上になるということです。

（学事振興課）

先ほどの授業料に対する減免措置の部分で、委員がおっしゃった部分ですが、例えば、家計が急変したという方もおられると思います。その方については別途、私学ですが県の補助金を作っております、そちらで対応している部分もあります。今回、諮問に書いている 2 つの項目とは直接関係ないかと思いますが、急に家計の状態が変わりましたという方に対しては県の補助金で対応している部分もあります。

(中村委員)

結局、今回住基ネットを使うことで、従前よりも申請者に不利益が及ぶことはないということですね。

(市町村課)

ありません。

(堀江会長)

要するに、従前からの継続分についてマイナンバーと住基ネットをドッキングさせて便宜を図る。新規のものは別途ということになるわけですね。新規というのは、例えば、家計が急変したから補助金とか給付金とかほしいと、あるいは、授業料免除がほしいと言う人は新たに申請をしてもらって、該当するかどうかはこの住基ネットのサービスとは別に考えるということでしょう。この問題と違うということでしょう。

(市町村課)

今回あげている案件は、残念ながら、急変したことには対応できませんが、別にある補助金は急変した場合に適用できるようになっているので、そちらの制度の利用をお勧めすることになります。

(堀江会長)

そういうことですね。他にありませんか。

(小林委員)

システムのところが気になるので、1つ質問させてください。資料の2-2の5ページ、県や市の業務システムがいくつかあって、先ほど質問したように、今回それぞれそ

の業務システムの中にマイナンバーが住民基本台帳から取得されて管理されていくだろうと思います。1番のポイントは、先ほども話に出ましたように芋づる式にいろいろな情報が取れてはいけないというところだと思います。色々なシステムに個人番号が入ってしまうと個人番号をキーにすれば全部のデータを取得することが可能になると思います。先ほどから出ている私学の助成金の情報、障害者の情報など。よって、それが可能であればまずいと思うのですが、そこは大丈夫なのですか。

(市町村課)

まず、それは情報連携の仕組みについて一通り説明を差し上げることとなります。5ページをご覧ください。情報保有機関 A から情報保有機関 B に対して、この人の所得情報をくださいというような照会をかけるのですが、それは A から B に対して直接かけることは不可能であり、必ず情報提供ネットワークシステムを介す必要があります。そして、情報提供ネットワークを介す際には、必ず個人番号を直接キーとして照会をかけるのではなく、そこにある「符号」を使います。この符号というのは住民票コードから生成するものですが、照会 1 回ごとに符号は変えることとなります。言ってしまうえば、情報連携の際には個人番号は使わず、1 回ごとに使いきりの符号を使うということになりますので、言われている芋づる式に個人番号さえ知っていれば、どこからでも情報が入手できるというものにはならないものです。

(小林委員)

システムを使って連携する場合はそうだと思いますが、例えば、私学の助成の事務をしている職員の方が私学助成のためのシステムを使って個人番号をキーにして、情報を取得することができるようになるのですよね。

(市町村課)

取れます。もちろん、そういう不正使用につきましては当然罰則もありますが、技術的には取れるものです。

(小林委員)

職員の方は A さんが X という番号であることは分かる可能性があるわけですよね。そして、その同じ職員の方が今度は障害者のシステムにアクセスをして、例えば X と

いう番号がわかっているから A さんの障害者の情報をとってくるということもできるのですよね。

（市町村課）

当然のことながらインターネットにはつながれていないので、仮に私学の担当の方が障害福祉のシステムにアクセスしようとするれば、物理的にアクセスするしかありません。その障害福祉の課にアクセスして、何らかのパスワードを入れて、そのシステムを立ち上げて、という形でしか中に入る方法はありません。

（小林委員）

基本的にはアクセス制御はきちんとされているので、個人が複数のシステムから情報とってきて紐付けすることはできないということですか。

（市町村課）

はい。

（堀江会長）

以上でよろしいですか。必要性の認められるものばかりだと思うので、特に問題なければ、これについては了承するというところでよろしいですか。それでは、これは諮問があって答申という形にはならないですか。

（市町村課）

今回につきましてはこの場で了承をいただいたという形を以て発効するということになります。

（堀江会長）

これで了承ということで、終了したということでいいわけですね。そういうことで決定します。議題 2 の審議をこれで終了します。